

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年5月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年2月28日 10時30分ごろ
発生場所	富山県 <sup>いみず しんみなと</sup> 射水市新湊港北方沖 新湊漁港外A防波堤灯台から真方位007° 4.2海里付近 (概位 北緯36° 51.3′ 東経137° 06.1′)
インシデントの概要	漁船第八 <sup>こうゆう</sup> 広佑丸は、帰航中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年9月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八広佑丸、19.37トン
船舶番号、船舶所有者等	TY2-1161（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、操業を終えて帰航中、主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が主機の始動を試みたが、始動しなかったため、付近を航行していた巡視船に救助を要請し、同巡視船にえい航されて新湊漁港に帰港した。</p> <p>本船は、修理業者が主機を点検した結果、カムギア用キー溝部でのカム軸の折損、プッシュロッド及び吸排気弁の変形、燃料供給ポンプの破損等が、カム軸の折損した破断面には、疲労破壊による貝殻模様が認められた。</p>
分析	本船は、主機のカム軸がカムギア用キー溝部で金属疲労により折損したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機のカム軸が金属疲労により折損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キー溝部等の応力が集中するところは、定期的に点検すること。</li> </ul>